

第1章

～計画策定にあたって～

1 計画策定の趣旨

次代を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てのために地域社会をはじめ社会全体で支援する取り組みを総合的に推進するため、「宇佐市子ども・子育て支援事業計画」が策定されてから10年が経ちました。

国においては、待機児童問題の解消や、幼児教育・保育の無償化など子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできましたが、少子化は依然として進行しており、令和5年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）の全国平均は1.20、大分県は1.39といずれも過去最低となりました。

このような中、令和5年4月にこども家庭庁が発足され、同時にこども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されたところです。また、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、同年12月には「こども大綱」が策定され、今後進める具体的な施策については、「こどもまんなか実行計画」を毎年改定し、継続的に取り組んでいく事としています。さらに、令和6年6月、少子化対策の拡充や財源確保のための「子ども・子育て支援金制度」の創設を盛り込んだ「子ども・子育て支援法」が改正され経済支援の対策が講じられています。

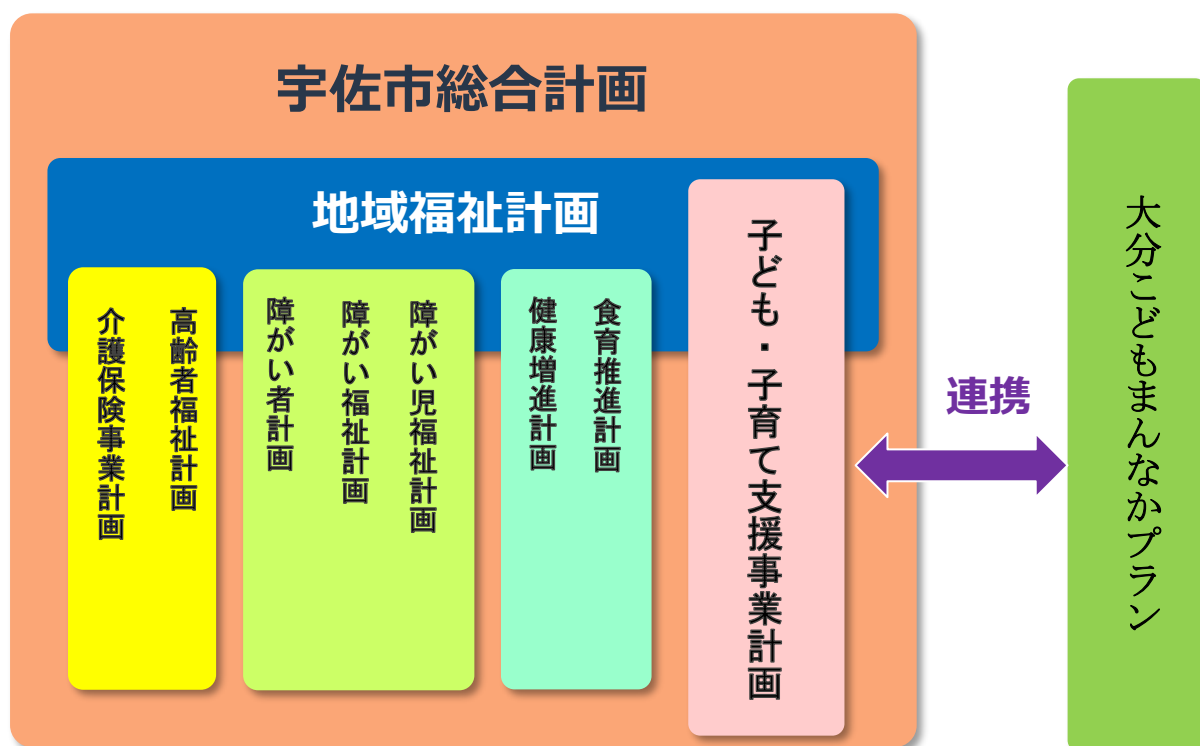
宇佐市（以下「本市」という。）においても経済的な不安、核家族化が進む中での子育てへの不安を解消し、子どもの最善の利益を第一に考え、心身ともに健やかに育成されるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進するため「第3期宇佐市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本事業計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取り組みを推進します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを引き続き踏襲するとともに、令和6年9月、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に改正された、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画を包含した計画として策定しました。

なお、策定にあたっては本市の上位計画等との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は、平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本事業計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを第 1 期、令和 2 年度から令和 6 年度までを第 2 期とし、令和 7 年度から令和 11 年度までを第 3 期計画期間とします。

また、本市においては、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

